

2. 課税標準の特例対象施設一覧表(大津市で該当すると考えられるもの)

	対 象	要 件 等	控 除 割 合		根 拠 法 令
			資 産 割	従 業 者 割	
1	協 同 組 合 等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	法701の41 ①-1
2	各 種 学 校 等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	法701の41 ①-2
3	公 害 防 止 施 設 等	事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のために設置された施設で政令で定めるもの	3 / 4	—	法701の41 ①-3
4	産 業 廃 棄 物 等 処 理 施 設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	3 / 4	1 / 2	法701の41 ①-4
5	生 鮮 食 料 品 価 格 安 定 用 施 設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3 / 4	—	法701の41 ①-6
6	醸 造 業 の 製 造 用 施 設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3 / 4	—	法701の41 ①-7
7	木 材 市 場 ・ 木 材 保 管 用 施 設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設で政令で定めるもの	3 / 4	—	法701の41 ①-8
8	ホ テ ル ・ 旅 館 用 施 設	旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設で、政令で定めるもの	1 / 2	—	法701の41 ①-9
9	港 湾 施 設 の う ち 一 定 の も の	港湾法に規定する港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設等	1 / 2	1 / 2	法701の41 ①-10
10	倉 庫 業 者 の 倉 庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3 / 4	—	法701の41 ①-14
		流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3 / 4	1 / 2	法701の41 ①-18
11	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	道路運送法に掲げるタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1 / 2	1 / 2	法701の41 ①-15
12	特 定 信 書 便 事 業 用 施 設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1 / 2	1 / 2	法701の41 ①-19

13	心身障害者等多数雇用事業所	<p>常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く)の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10人以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く)の総数に対する常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く)の数(当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設等に限りません)。</p>	1 / 2	—	法701の41 ②
14	特定農産加工事業用施設	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設</p> <p>法人・・・令和5年3月31日までに終了する事業年度分までに限ります</p> <p>個人・・・令和4年分までに限ります</p>	1 / 4	—	法附則 33⑤
15	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間に政府の企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3 / 4	3 / 4	法附則 33⑥